

都道府県・ 政令指定都市名	12 千葉県
------------------	--------

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	総合企画部 多様性社会推進課
担 当 職 員 数	10 人 (専任 6 人、兼任 4 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	千葉県男女共同参画推進本部	
設 置 年 月 日（西 暦）・ 根 拠	2000年4月1日	根拠： 千葉県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	千葉県男女共同参画推進懇話会			
設 置 年 月 日（西 暦）	1985年8月1日			
構 成 員	15 人	（女性 8 人、男性 7 人）		

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2026 年 3 月		
名 称	第5次千葉県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	2026年4月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称		千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例		
	公 布 日(西 暦)		2023年12月26日		
	施 行 日(西 暦)		2024年1月1日		
	最 終 改 正 日(西暦)				
	改 正 内 容				
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦)：0 年 0 月				
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況：			
		2. 特に検討していない			

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用			調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値			(西暦) 2026 年度まで 40 %		
根 拠			第5次千葉県男女共同参画計画		
目標設定の対象である審議会等の範囲			地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関及び県民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として、要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会、懇談会等附属機関に準ずる機関とする。		
目標設定の対象である審議会等における登用状況			調査時点コード	1	審議会等数(113)うち女性委員を含む審議会等数(111) 延総委員等数(1,680)延女性委員等数(526) 女性比率(31.3)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			調査時点コード	1	審議会等数(110)うち女性委員を含む審議会等数(102) 延総委員等数(1,821)延女性委員等数(607) 女性比率(33.3)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況			調査時点コード	1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(35) 延総委員等数(1,072)延女性委員等数(350) 女性比率(32.6)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(5) 延総委員等数(68)延女性委員等数(9) 女性比率(13.2)
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有 1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2			
	人材名簿が有る場合	掲載人数 386 人 (2024 年 5 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
	そ の 他	審議会等への女性登用促進要綱に基づく事前協議の徹底			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総数			女性管理職の内訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	475	45	9.5	33	6	18.2	69	3	4.3	373	36	9.7
	うち一般行政職	215	34	15.8	25	6	24.0	35	3	8.6	155	25	16.1
支庁・地方事務所等	計	288	25	8.7	8	0	0.0	69	6	8.7	211	19	9.0
	うち一般行政職	61	8	13.1	0	0		20	2	10.0	41	6	14.6
全体	計	763	70	9.2	41	6	14.6	138	9	6.5	584	55	9.4
	うち一般行政職	276	42	15.2	25	6	24.0	55	5	9.1	196	31	15.8
再掲	警察関係	305	12	3.9	0	0		17	0	0.0	288	12	4.2
	教育委員会	36	5	13.9	4	2	50.0	7	0	0.0	25	3	12.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	1,354	267	19.7	1,907	273	14.3	
	うち一般行政職	665	188	28.3	466	153	32.8	
支庁・地方事務所等	計	2,025	633	31.3	2,689	493	18.3	
	うち一般行政職	606	257	42.4	271	119	43.9	
全体	計	3,379	900	26.6	4,596	766	16.7	
	うち一般行政職	1,271	445	35.0	737	272	36.9	
再掲	警察関係	712	45	6.3	3,132	238	7.6	
	教育委員会	457	197	43.1	235	78	33.2	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	60	6	10.0	126	41	32.5	171	32	18.7
	うち一般行政職	25	3	12.0	67	28	41.8	61	19	31.1
支庁・地方事務所等	計	51	7	13.7	217	93	42.9	279	80	28.7
	うち一般行政職	11	1	9.1	68	39	57.4	23	12	52.2
全体	計	111	13	11.7	343	134	39.1	450	112	24.9
	うち一般行政職	36	4	11.1	135	67	49.6	84	31	36.9
再掲	警察関係	44	2	4.5	19	6	31.6	217	25	11.5
	教育委員会	3	0	0.0	31	23	74.2	14	3	21.4

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	
係長相当職	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	6,754	738	10.9
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	1,145	422	36.9
うち上級	624	180	28.8
うち一般行政職	236	77	32.6
うち上級	110	29	26.4
うち警察関係	458	110	24.0
うち上級	230	44	19.1

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	職員の旧姓使用に関する取扱要綱
該当部分の条文(本文)	(目的) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下、「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文章等において使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上は事務処理上特に支障がないと認められる文書等とする。 (旧姓使用の届出) 第3条 旧姓を使用したい職員は、庶務共通事務処理システムにより届け出なければならない。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
96	15	15.6	9	2	22.2

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	千葉県男女共同参画センター		愛称・通称		
設置年月日(西暦)	2006年8月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：260-0001 住 所：千葉県千葉市中央区都町2-1-12 電話番号：043-420-8411 FAX番号：043-420-8581 ホームページ: https://www.pref.chiba.lg.jp/kyousei/index.html				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：総合企画部 男女共同参画センター)) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：総合企画部 男女共同参画センター)) 指定管理者(名称：) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 8 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 3 人	予算額	2024年度 31,715 千円	
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 県民フェスタの開催、情報誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 講座、各種団体との連携セミナーの開催) ○ 3. 相談事業(主な事項： 電話・面接相談、カウンセリング、法律・こころの相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書館等関連事業の情報収集・提供、レファレンスサービス) ○ 5. 苦情処理(主な事項： 苦情処理申出書の受付) ○ 6. 交流促進(主な事項： 会議室の貸出) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項： 市町村支援(地域推進員事業など))				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等： 2. 無	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他〔 内容： 〕			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付〔 名 称： 〕 〔 概 要： 〕 ○ 7. その他〔 内容： 市町村男女共同参画促進等のアドバイザー派遣事業、男女共同参画啓発パネル貸出事業、千葉県女性人材リストの情報提供 〕	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他〔 内容： 〕

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	49,235	57,548	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他		○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		
	1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9 短時間正社員制度の導入	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12 その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	「“社員いきいき!元気な会社”宣言企業」(3,4、5、7、8、9、10、12)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	千葉県男女共同参画推進事業所表彰(2、4、5、7、12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	千葉県男女共同参画推進連携会議 女性活躍推進特別部会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	千葉県男女共同参画推進連携会議

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	千葉県男女共同参画白書
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ ①千葉県男女共同参画推進連携会議	①あらゆる場面における男女共同参画の自主的な取組を推進することに賛同する各構成団体により組織した「千葉県男女共同参画推進連携会議」において、全体会を2回(男女共同参画サミット、女性活躍推進のための異業種交流会)開催する。	①200(男女サミット)・50(異業種交流会)	①10月・12月
・ ②「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」に係る冊子・動画の作成	②「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」受賞事業所の取組を県内の事業所に広く周知するために、受賞事業所の取組を紹介する冊子及び動画を作成する。		②通年
・ ③千葉県男女共同参画地域推進員事業	③知事が委嘱する地域推進員事業と連帯し、地域ごとの広報啓発活動を実施する。	③1500	③通年
・ ④市町村男女共同参画担当者研修会	④市町村における男女共同参画施策の推進に資するため、担当職員研修を行う。	④130	④年1回開催予定
・ ⑤千葉県男女共同参画県民フェスタ	⑤社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。	⑤300	⑤1月
・ ⑥若者のためのDV予防セミナー	⑥交際相手との間での暴力について、主に高等学校等を対象に外部講師による参加型セミナーを実施する。	⑥17,000	⑥通年
・ ⑦DV相談カード等の作成配布	⑦名刺大カード、ステッカーを利用頻度の高い様々な施設に設置して相談窓口を周知する。		⑦8月下旬
・ ⑧DV啓発リーフレットの作成配布	⑧各自治体の回覧板等を使ってDVへの理解を深め、相談機関の周知を図るとともに、様々な困難な問題を抱える女性の相談窓口に関する情報についても併せて周知する。		⑧11月
・ ⑨デートDV相談カードとデートDV啓発リーフレットの作成配布	⑨県内の高校1年生へデートDV相談カードを、高校3年生にデートDV啓発リーフレットを配布する。		⑨11月
・ ⑩DV防止セミナーの開催	⑩一般県民向けにセミナーを開催する。		⑩11月・2月
・ ⑪DV防止街頭キャンペーン	⑪女性に対する暴力をなくす運動期間中(11/12～25)にキャンペーンを実施し、DV啓発物の配布等を行う。		⑪11月
2. 表彰			
・ 千葉県男女共同参画推進事業所表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所を表彰する。		令和7年1月
3. 講座			
・ ①男女共同参画関連講座	①各種団体との連帯セミナーや女性リーダー養成講座など、男女共同参画に関する講座を千葉県男女共同参画センターにおいて実施する。		①通年
・ ②女性支援職務関係者研修	②女性支援・DV職務担当者を対象に、相談能力の向上や支援体制の充実を図るため研修(新任、経験者、専門)を実施する。		②4月～10月
・ ③学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修	③学校職員等を対象に、DVに対する基礎的な知識やDV被害者の子どもへの影響、発見方法等の研修を実施する。		③7月～8月
4. 相談事業			
・ ①女性のための相談事業	①千葉県男女共同参画センターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事を受け付ける。		①通年(電話相談は毎週火～日の午前9時30分～午後4時)
・ ②男性のための総合相談事業	②千葉県男女共同参画センターにおいて、男性が抱える様々な悩みや心配事を受け付ける。		②通年(電話相談は毎週火・水の午後4時～8時、土の12時30分～16時30分)
・ ③地域配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業	③県内13か所の健康福祉センターに女性相談支援員を配置し、DV相談を行う。		③通年
・ ④女性サポートセンターにおける相談事業	④女性サポートセンターで電話相談、面接相談等を実施する。		④通年
・ ⑤困難な問題を抱える若年女性等のための相談及び面談	⑤女性の様々な悩みや課題に対応するため、SNS(LINE)等による相談のほか、相談内容に応じて面談を行う。		⑤8月～3月
5. 情報収集・提供			
・ ①千葉県女性人材リスト事業	①審議会等の委員候補となる女性人材情報を収集し、県、市町村の関係課に情報提供する。		①通年
・ ②ちば男女共同参画メールマガジンの発	②県及び県内市町村が主催する男女共同参画や女性に対する暴力に関するイベント、協働事業等の情報をメールマガジンに掲載、発行する。	②1,700	②毎月2回発行
・ ③県民向け情報誌の発行	③県民への情報提供・広報啓発を図るため、情報誌を発行し、県内市町村、関係団体、公共施設等に配布する。	③17,000部(8,500部×2)	③年2回(9月、3月)
・ ④DV防止対策検討会議	④DVの防止及び被害者の支援に関し、施策の企画及びその推進について、有識者・関係団体等から意見を聴取するため、会議を開催する。		④年2回程度
6. 苦情処理			
・ 千葉県男女共同参画苦情処理制度	男女共同参画の視点から、県の施策等に関する苦情や男女共同参画の理念に反する人権侵害についての調査等を行う。		通年
7. 交流促進			
・ ①千葉県男女共同参画県民フェスタ	①社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。	①300	①1月
・ ②DV被害者等支援連絡会議	②中核的配偶者暴力相談支援センターである女性サポートセンターが、被害者支援の拠点として各地域のDVセンター、福祉、医療、警察等関係機関との連携を図るため連絡会議を開催する。		②10月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ ①千葉県男女共同参画事業所表彰	①男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所を表彰する。		①1月
・ ②千葉県男女共同参画推進連携会議	②あらゆる場面における男女共同参画の自主的な取組を推進することに賛同する各構成団体により組織した「千葉県男女共同参画推進連携会議」において、全体会を2回(男女共同参画サミット、女性活躍推進のための異業種交流会)開催する。	②200(男女サミット)・50(異業種交流会)	②10月・12月
・ ③女性支援・DV被害者支援活動団体連絡会議	③女性支援・DV被害者支援活動団体との連携を図るとともに、団体相互の情報交換、連携を図るため連絡会議を開催する。		③年2回
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ ①困難な問題を抱える若年女性等へのアウトリーチ	①繁華街等での夜間見回りや高等学校における日用品や食品等の配布を通じて、支援の手があることを呼びかける。		①8月～3月
・ ②困難な問題を抱える若年女性等のための居場所の提供	②同じ境遇にある女性たちとの交流や、悩みや不安を相談できる場を提供し、必要に応じて専門機関への相談につなげる。		②8月～3月
・ ③困難女性支援法に基づく支援調整会議	③関係機関や民間支援団体を構成員とし、困難な問題を抱える女性への早期の円滑かつ適切な支援について協議する。		③通年
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	千葉県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。	1	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	2	
	2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
	4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1	
	2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名	千葉県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産により会議に出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、会議に出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他()		
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
	配偶者の出産	1	
	育児	1	
	家族の看護	1	
	家族の介護	1	
	疾病	1	
	その他	1 やむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。	3	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの：○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		
	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
	3. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。	1	
	2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。	1	
	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。	3	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	千葉県地域防災計画
該当部分の規定	県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。(地-2-77、風-2-51) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。 なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。(地-3-41、風-3-54)

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2021年4月5日	～	2025年4月4日
副知事	2 人 (女性 0 人、男性 2 人)					

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置		審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考	
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	52	11	21.2		
		都道府県防災会議(委員のみ)	51	11	21.6		
		内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
			2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
			3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	1	100.0	
			4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
			5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
			6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
			7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	17	3	17.6	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	7	6	85.7				
	2	国土利用計画地方審議会	17	4	23.5		
	3	土地利用審査会	5	3	60.0		
	4	都道府県交通安全対策会議	22	3	13.6		
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6iに人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合	
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 環境審議会）	40	14	35.0		
	7	精神医療審査会	25	13	52.0		
	8	都道府県生活衛生適正化審議会	3	1	33.3		
	9	都道府県医療審議会	29	7	24.1		
	10	准看護師試験委員会	9	7	77.8		
	11	麻薬中毒審査会					
	12	地方社会福祉審議会	13	8	61.5		
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関					
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	5	35.7		
	15	国民健康保険審査会	9	2	22.2		
	16	都道府県農業共済保険審査会	1	0	0.0		
	17	都道府県森林審議会	12	5	41.7		
	18	都道府県建設工事紛争審査会	15	6	40.0		
	19	建築審査会	7	3	42.9		
	20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
	21	都道府県都市計画審議会	28	3	10.7		
	22	開発審査会	7	4	57.1		
	23	私立学校審議会	9	3	33.3		
	24	石油コンビナート等防災本部	49	3	6.1		
	25	公害健康被害認定審査会	13	5	38.5		
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧 総量削減計画策定協議会）					
	27	都道府県児童福祉審議会					
	28	地方港湾審議会	20	5	25.0		
	29	土地区画整理審議会	51	2	3.9		
	30	教科用図書選定審議会					
	31	介護保険審査会	15	6	40.0		
	32	都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0		
	33	感染症の診査に関する協議会	64	21	32.8		
	34	警察署協議会	374	161	43.0		
	35	土地収用事業認定審議会					
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	4	57.1		
	37	都道府県国民保護協議会	58	10	17.2		
	38	地方独立行政法人評価委員会					
	39	市街地再開発審査会					
	40	都道府県職員委員会					
	41	自然再生協議会					
	42	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	5	2	40.0		
	43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
	44	留置施設視察委員会	8	3	37.5		
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	26	0	0.0		
	46	指定難病審査会	15	2	13.3		
	47	小児慢性特定疾病審査会	4	0	0.0		
	48	行政不服審査会	6	3	50.0		
	49	地域医療対策協議会					
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	16	10	62.5		
	51						
	52						
	53						
	54						
	55						
		合 計	1,072	350	32.6		
		女性委員0の審議会数	3				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	0	0.0	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	
合 計		68	9	13.2	
女性委員0の委員会数		4			